

高松市

奨学金 返還支援

若者のU・Iターン就職を支援!

補助額:

最大 **60** 万円 (年間 **12** 万円 × **5** 年間)

＜補助期間: 令和8年度～12年度＞

令和7年4月～事前申込受付開始予定

支援対象者

- 今後、就職予定（中途採用を含む）で、①②のいずれかに該当する方

① 香川県内出身

香川県外の
大学等を卒業

② 香川県外出身

香川県内の
大学等を卒業

香川県内の

・中小企業者
・社会福祉法人
・医療法人
・学校法人 などに
正規雇用として就職予定

- 交付申請日から5年以上、高松市内に居住予定の方
- 令和8年度の末日時点で30歳未満の方

対象奨学金

(独) 日本学生支援機構第一種・第二種奨学金

＜お問合せ先＞高松市役所 政策課

奨学金返還支援制度担当

TEL 087-839-2143

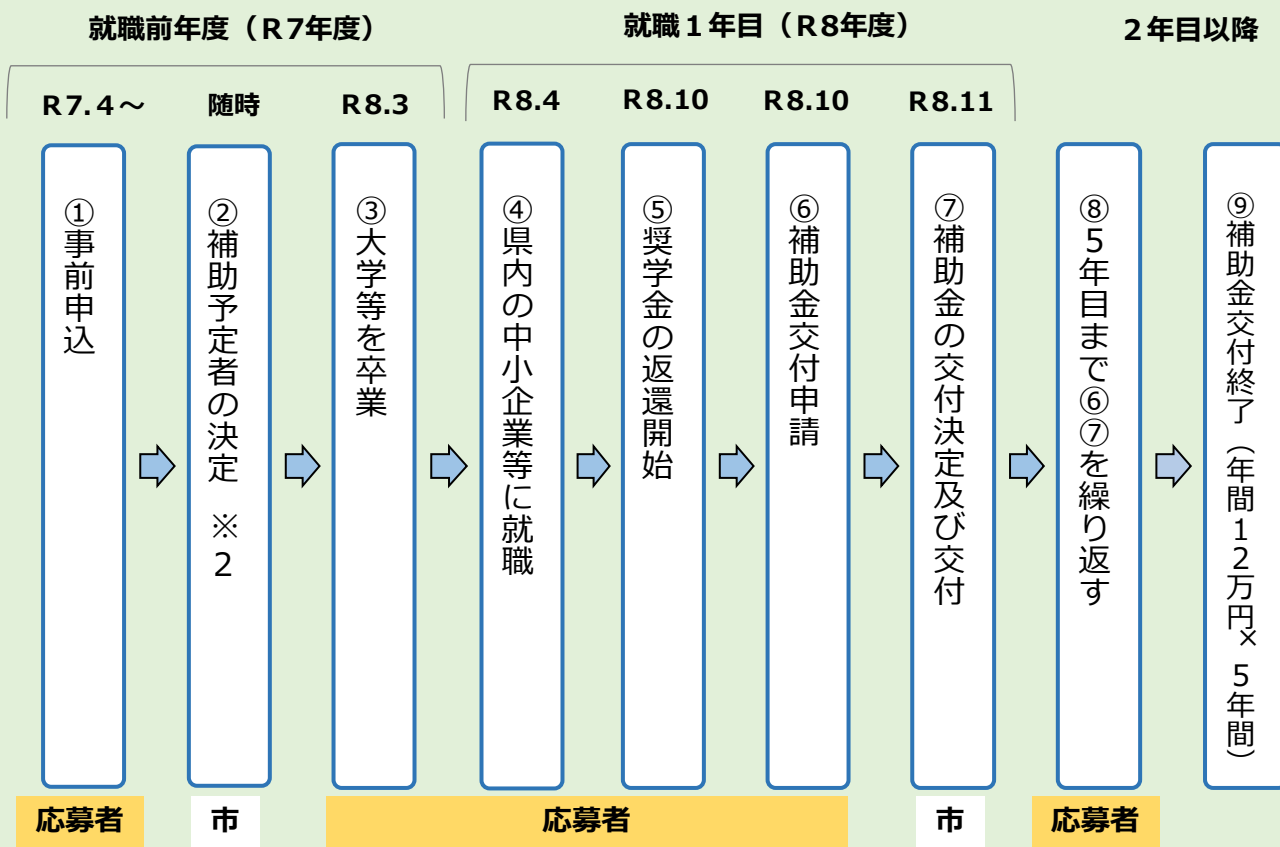
Mail seisaku@city.takamatsu.lg.jp

高松市奨学金返還支援



制度利用の流れ

(例) 令和8年度採用の新卒者の場合 ※1



※1 大学等の既卒者の場合、①事前申込時点で、本補助金交付要綱第2条第4号に定める「対象企業」の正規雇用者として雇用されている方は対象外です。

※2 採用内定に至らなかった場合、補助予定者の決定は取り消されます。

事前申込

募集期間

令和7年4月1日から受付開始
定員50名（先着順）

主な留意事項

- 香川県が実施する奨学金返還支援（「大学生等かがわ定着促進基金」による奨学金返還支援）のほか、他の奨学金返還支援制度との併用はできません。
- 事前申込時点で、上記「対象企業」の正規雇用者として雇用されている方は対象外です。
- 支援対象者の全ての対象要件については、「高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱」第2条・第3条を御確認ください。
- 補助金の交付決定の取消、補助金の返還に関する規定については、「高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱」第13条・第14条を御確認ください。
- 本制度の実施については、各年度の予算の成立が前提となります。